

質問その 13 ; モニターやプリンタはどんなものをそろえれば良いですか？

答え ; モニターやプリンタ等の性能や設置台数などは条件にあがっていません。

データ受け取りの記録は、それを目で見て確認するためにディスプレイ等に出力する必要がありますが、その性能や設置台数などについては特に決められていません。

なぜなら、税務調査の時には事業者側が日常業務に使っているものを税務署の調査担当官も使わせてもらうことになりますし、そのモニターやプリンタ等が日常業務用である限り、一応の性能や事業規模に応じた台数が確保されていると考えられるからです。

ただし、一方で「速やかにディスプレイ等に出力できるようにしておく」ことが求められています。

このため、日常業務においてモニターやプリンタ、ディスプレイなどを常に稼働させているような場合、税務調査となった時には、その税務署の調査担当官が優先的にディスプレイ等を使って帳簿書類を確認することができるような事前準備をしておく必要があると考えられます。

【参考 ; 国税庁 HP「一問一答」より、もともとの文章】

問13 ディスプレイやプリンタ等について、性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。

【回答】

ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は、要件とされていません。

【解説】

電磁的記録は、その特性として、肉眼で見るためにはディスプレイ等に出力する必要がありますが、これらの装置の性能や設置台数等については、①税務調査の際には、保存義務者が日常業務に使用しているものを使用することとなること、②日常業務用である限り一応の性能及び事業の規模に応じた設置台数等が確保されていると考えられることなどから、法令上特に要件とはされていません。

ただし、規則第2条第2項第2号では、ディスプレイ等の備え付けとともに、「速やかに出力することができる」ことも要件とされています。このため、日常業務においてディスプレイ等を常時使用しているような場合には、税務調査では帳簿書類を確認する場面が多いことから、税務調査にディスプレイ等を優先的に使用することができるよう、事前に日常業務との調整などを行っておく必要があると考えます。